

栃木市いじめ防止基本方針



平成27年3月
栃木市・栃木市教育委員会

(改定 平成30年3月)

はじめに

子どもが健やかに成長することは、市民全ての願いである。現在、社会問題化しているいじめ問題は、子どもたちの心身の成長を妨げるばかりか、子どもたちの命を奪う事態に発展するケースにも繋がっている。

本市では、いじめの根絶に向けて、これまでも「いじめは絶対に許さない」ことを基本に「“あったか栃木”子ども生き生きプロジェクト」に取り組み、いじめの未然防止・早期発見・早期対応を図っているところである。

国においても、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）」（平成25年法律第71号）を施行し、国、地方公共団体、学校、地域、家庭その他関係者との連携のもと、いじめの問題の克服を目指す考えを示し、地方公共団体には「地方いじめ防止基本方針」の策定や「いじめ問題対策連絡協議会」の設置に努めることを、教育委員会には「いじめ防止のための附属機関」の設置に努めることを求めている。また、学校には「学校いじめ防止基本方針」の策定を義務づけている。

このようなことから、本市では、法にもとづき、平成27年3月に「栃木市いじめ防止基本方針」を策定すると共に、平成28年3月には、「栃木市いじめ防止対策推進条例（以下「条例」という。）」を制定した。

この度、「栃木市いじめ防止基本方針」を策定して3年になることから、国の動向や本市の実情を踏まえて基本方針を改定し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応をより充実させていくものである。



【“あったか栃木”いじめ防止子どもフォーラムの様子】

目 次

はじめに

第 1 章 栃木市のいじめ防止等に関する基本的な考え方

1

- ① いじめの定義
- ② いじめの理解
- ③ 栃木市の基本理念

第 2 章 栃木市の取組

4

① 基本方針の内容

- (1) いじめの防止
- (2) いじめの早期発見
- (3) いじめへの対応
- (4) 地域や家庭・関係機関との連携

② 栃木市が実施すべき施策

(1) いじめの防止

- ① 「“あったか栃木”子ども生き生きプロジェクト」の推進
- ② いじめ防止等の対策の推進
- ③ 専門的知識に基づいたいじめ防止等の対策
- ④ 児童生徒の自主的な活動の推進
- ⑤ 道徳教育及び体験活動の充実
- ⑥ いじめ防止等の対策について実施状況の検証
- ⑦ 学校におけるいじめ防止等の取組の点検・充実

(2) いじめの早期発見

- ① 定期的な調査
- ② いじめ相談体制の整備
- ③ インターネット上のいじめへの対応
- ④ 教職員向けの研修

(3) いじめへの対応

- ① 児童・生徒支援チームの学校派遣
- ② 学校相互間の連携協力体制の整備
- ③ 警察との連携
- ④ 出席停止制度の運用

(4) 地域や家庭・関係機関との連携

- ① 関係機関等との連携
- ② 家庭への支援及び啓発
- ③ 学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制構築
- ④ 「とちぎ未来アシストネット」の活用

(5) その他

- ① 学校運営改善の支援

第3章 学校の取組

10

1 学校いじめ防止基本方針の策定

2 学校が実施すべき施策

- (1) いじめの防止
- (2) いじめの早期発見
- (3) いじめへの対応
- (4) 地域や家庭・関係機関との連携
- (5) いじめの解消について
- (6) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の検証

第4章 いじめ防止等に関する組織

14

1 栃木市の組織

- (1) 児童・生徒支援チーム
 - (2) いじめ問題対策連絡協議会
 - (3) いじめ問題対策専門委員会
 - (4) いじめ問題再調査委員会
- いじめ防止等に関する組織図

2 学校の組織

- (1) 学校いじめ対策組織

第5章 重大事態への対処

17

1 重大事態の発生と調査

- (1) 重大事態の捉え方
- (2) 学校としての対処

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① いじめられた児童生徒から聴き取りが可能な場合② いじめられた児童生徒から聴き取りが不可能な場合 |
|--|

- (3) 栃木市としての対処

2 調査結果の報告

- (1) 調査結果の提供及び報告
 - (2) 市長による再調査及び報告
- 重大事態発生時の対応 概要フロー図

第6章 推進にあたって

22

1 基本方針の見直し

2 基本方針等の公表

第1章 栃木市のいじめ防止等に関する基本的な考え方

1 いじめの定義

条例第2条第1項第1号に定めるとおりとする。

いじめ防止対策推進条例（定義）

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) いじめ 児童生徒に対して、当該児童と一定の人的関係にある他の児童生徒の行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ・ 個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。
- ・ いじめられた児童生徒の主観を確認する際は、本人がそれを否定する可能性があることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子及び周辺の状況等をきめ細かく観察するなど、客観的に確認する必要がある。
- ・ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」を活用して行う。
- ・ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- ・ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- ・ インターネット上で悪口を書かれた児童生徒が、そのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については、法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。
- ・ 好意から行った行為が意図せず相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合には、学校は行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味した上で対応する必要がある。

2 いじめの理解

- ・ いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも起こり得るものである。とりわけ、嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。
- ・ 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの児童生徒から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様に生命又は身体に重大な危険を生じさせることがある。
- ・ いじめは加害・被害という二者関係だけでなく、はやし立てたり面白がったりする「観衆」の存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在が、いじめを促進させてしまうなど、いじめには集団の問題という側面があることを十分理解した上で、望ましい集団づくりに取り組み、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成することが大切である。
- ・ いじめは大人の目に付きにくい時間、場所、形で行われることが多いため、日頃より、多くの大人の目で児童生徒を見守る必要がある。
- ・ いじめが起きる背景は、児童生徒や家庭、学校の問題等さまざまであり、きめ細かな児童生徒への聴き取りと、その背景への理解に基づき、指導・対応していく必要がある。

3 栃木市の基本理念

本市の名誉市民である山本有三先生は、生前、日本人として夢や理想に向かって力強く生きること、人と人とがしっかり支え合って明るい未来を築くことの大切さについて、多くの言葉を残している。その代表的なものが、次の言葉である。



たったひとりしかない自分を、
たった一度しかない一生を、
本当に生かさなかつたら、
人間、うまれてきたか
ないじゃないか。
「路傍の石」より

これからの社会を担うこどもたちには、「たったひとりしかない」自分を大切にするとともに、「たったひとりしかない」他の存在を大切にし、互いに支え合いながら、人と人とが調和して共に生きる社会を作っていくことが望まれる。

そこで、本市では、山本有三先生の精神を根幹に据え、本市のいじめ防止等に関する基本理念を次のように設定する。

4つの基本理念

- 全ての児童生徒は、いじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように行動します。
- 学校は、教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促します。
- 保護者は、その保護する児童生徒が、いじめを行うことがないように規範意識の醸成に努めます。
- 市、学校、家庭、関係機関等の連携のもと、いじめの問題を組織的に克服することを目指します。



第2章 栃木市の取組

1 基本方針の内容

国や県の基本方針を参酌し、市の基本方針を策定する。

基本的には、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対応、地域や家庭・関係機関との連携など、いじめ問題に対する組織的な対応や、重大事態への対処に関する具体的な内容を定めるものである。

※市基本方針において「学校」とは、市立小・中学校をいい、「市」とは市及び教育委員会を示すものとする。

(1) いじめの防止

- ・ いじめはどの子どもにもどの学校でも起こりうることを踏まえ、地域、家庭と一体となった取組を推進していく。
- ・ 学校の教育活動全体を通じて、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促す。
- ・ 学校は、児童生徒がいじめ問題について正しく理解し、いじめを自分たちの問題として捉え、その解決に向け自主的に行動できるよう指導する。

(2) いじめの早期発見

- ・ いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めるとともに、いじめの早期発見に向けた様々な仕組みを整備する。
- ・ 学校は、教職員一人一人がいじめへの認識を深め、指導力を高めるための研修等を実施する。



(3) いじめへの対応

- ・ いじめの報告を受けた学校や、教育委員会は、直ちにいじめを受けた児童生徒の安全を確保し、迅速に詳細を確認した上で組織的な対応を行う。
- ・ 学校は、いじめを受けた児童生徒・保護者への親身な支援と、いじめを行った児童生徒の背景等を十分理解した上での毅然とした指導、及びその保護者への指導・助言等を継続的に行う。
- ・ 学校は必要に応じて市や警察、児童相談所などの関係機関との連携を図る。

(4) 地域や家庭・関係機関との連携

- ・ 市は、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるように、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。
- ・ 市と学校は、家庭に対して、その保護する児童生徒がいじめを行うことがないよう規範意識を養うための指導に努めることについて啓発を行う。
- ・ 市と学校は、いじめを行う児童生徒に対して、学校や家庭において必要な指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合には、警察や児童相談所などの関係機関と適切な連携を図る。

2 栃木市が実施すべき施策

(1) いじめの防止

① 「“あったか栃木”子ども生き生きプロジェクト」の推進

- ・ 「いじめ・体罰のない学校」の実現に向けた「“あったか栃木”子ども生き生きプロジェクト」について、以下の7つの取組を推進する。

《 学校支援の7つの取組 》

- ア 子どもの悩みや学校の要望にすばやく対応する「児童・生徒支援チーム」による学校訪問
- イ 子どもが「できた」「わかった」という満足感を得られる授業づくり
- ウ 子どもが一人で悩まず、「すぐに話せる」「気軽に話せる」ための体制づくり
- エ 子どもたちが「命の大切さ」を知り、豊かな心を養えるような体制づくり
- オ 子どもたち相互の「あたたかい人間関係」づくり
- カ 子どもたちが安心して自分の力を発揮できるような仲間や先生との信頼関係づくり
- キ 学校、家庭、地域の連携・協働による地域と共にある学校づくり

※ 児童・生徒支援チームについては、第4章において述べる。

② いじめ防止等の対策の推進

- ・ いじめ防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置、その他人的体制の整備等の必要な措置を講ずるよう努める。

③ 専門的知識に基づいたいじめ防止等の対策

- ・ 児童生徒指導に係る体制の充実のため学校支援員等を配置する。
- ・ いじめの防止を含む教育相談に応じるため、心理、福祉等に関する専門的知識を有する臨床心理士やスクールソーシャルワーカーを教育委員会内に配置するとともにスクールカウンセラーを効果的に活用する。
- ・ いじめへの予防的な対応について、適切な助言を行うため、学校教育支援専門員を教育委員会内に配置する。
- ・ 教育委員会は、いじめ防止を含む教育相談に対して、子育て支援課、健康増進課等の関係課や児童相談所、警察等の関係機関との連携を積極的に図り、適切に対応する。

④ 児童生徒の自主的な活動の推進

- ・ 学校に対して、児童生徒が主体となったいじめ根絶活動の事例等を紹介するなどして、児童生徒の自主的な活動を推進する。

⑤ 道徳教育及び体験活動の充実

- ・ 道徳教育において、子どもの実態を踏まえ、学年の発達段階に応じた効果的な指導が行われるよう、指導の重点化を図る。
- ・ 道徳教育が全校体制で組織的に行われ、充実した教育活動になるよう、道徳教育の推進役である道徳教育推進教師等を対象とした研修会を実施する。
- ・ 学校や地域社会において、子どもの体験的な学習活動や、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動などの充実に努める。

⑥ いじめ防止等の対策についての実施状況の検証

- ・ いじめ防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童生徒又は保護者に対する支援及び、いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットや携帯電話を利用しいじめ（以下「インターネット上のいじめ」という。）への対応の在り方等について調査研究及び検証、その成果の普及に努める。

⑦ 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

- ・ いじめの実態把握の取組状況等、設置する学校における取組状況を点検すると

ともに、教師向けの指導用資料やチェックリストの作成・配布などを通じ、学校におけるいじめ防止等の取組の充実を促す。

(2) いじめの早期発見

① 定期的な調査

- ・ 教育委員会は、年一回の市独自のいじめ実態調査（無記名調査）から、いじめの傾向等を把握し、学校や家庭にいじめ防止に向けた啓発を行う。また、学校では学期ごとにアンケート調査や定期的な教育相談、個人面談等の実施により、いじめの事案を把握し対応するものとする。
- ・ 学校から2か月ごとに、いじめの認知件数等の報告を受け、学校が対応困難な事案には児童・生徒支援チームがその問題解決に向けて積極的に関わるものとする。

② いじめ相談体制の整備

- ・ スクールカウンセラーの学校への配置や、臨床心理士の学校派遣などで、児童生徒及び保護者への相談体制の充実を図る。
- ・ 相談電話「栃木市あったか電話」（21 - 2478）を設置し、臨床心理士等によるいじめ問題に対する相談窓口とする。（平日8：30～17：15）
- ・ 青少年育成センター内に、「いじめ相談電話」（24 - 0667）を設置し、警察官OBによるいじめ問題に対する相談窓口とする。

（平日9：00～17：00）

③ インターネット上のいじめへの対応

- ・ 児童生徒がインターネットを通じて、いじめや犯罪、個人情報の流失等の被害にあうことを未然に防止するために、学校ネットパトロールを導入し、「インターネット上のいじめ」に関する監視や学校への情報提供を行う。
- ・ 警察、学校、保護者、教育委員会が一体となって、インターネット利用に関するアピール文を市内全小中学生の各家庭に配布し、インターネット上のトラブルの危険性について啓発する。
- ・ 地域住民や保護者を対象としたインターネットの利用に関する講座等を通して、インターネット利用に潜む危険性について啓発する。
- ・ インターネットによるメールや掲示板での誹謗中傷は犯罪行為であるという認識のもと、警察との連携を視野に入れて対応する。

④ 教職員向けの研修会

- ・ 児童・生徒指導担当者を対象にした研修会を毎年開催し、いじめを含む問題行動等の未然防止や早期発見・早期解決に努める。

- ・ 栃木市教育研究所は、教育相談・特別支援教育関係の希望研修会を開催し、教職員の資質向上に努める。
- ・ 関係機関において、教職員の資質向上のための研修会を実施する。

(3) いじめへの対応

① 児童・生徒支援チームの学校派遣

- ・ 「児童・生徒支援チーム」を学校に派遣し、学校の抱えるいじめ問題等に対して指導助言を行う。

② 学校相互間の連携協力体制の整備

- ・ いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、及びいじめを行った児童生徒に対する指導又は保護者に対する助言を適切に行うことができるようにする。

③ 警察との連携

- ・ 教育委員会は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるときに、警察と連携して対処することや、児童生徒の生命、身体及び財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは直ちに警察に通報し、適切に援助を求める必要があることを、学校に指導・助言するとともに、自らも警察と適切に連携し対応にあたる。

④ 出席停止制度の運用

- ・ 教育委員会は、いじめを行った児童生徒が、出席停止が妥当であると判断される場合、「出席停止制度の運用の在り方について（通知）H13.11.6 文部科学省初等中等教育局長通知」に準じて手続きをする。
- ・ 該当児童生徒の基準については、生命及び心身の安全の確保の観点といじめている側の人権にも配慮し、慎重に判断するものとする。
- ・ 教育委員会規則で規定されている出席停止について、学校や保護者へ周知を図る。

(4) 地域や家庭・関係機関との連携

① 関係機関等との連携

- ・ 栃木市いじめ問題対策連絡協議会において、関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携を強化し、いじめに関する情報を共有するとともに、いじめ防止等の取組を協力して推進する。

※ 栃木市いじめ問題対策連絡協議会については、第4章において述べる。

② 家庭への支援及び啓発

- ・ 保護者が、条例に規定された「保護者の役割」を踏まえて子どもの指導・支援等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした研修や啓発活動を行う。また、相談窓口を設置することで家庭支援を行う。
- ・ 人権教育啓発資料「子どもの幸せのために」を各家庭に配付し、人権意識・人権感覚の高揚に努める。
- ・ 保護者に対して、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な情報を知らせる。

③ 学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制構築

- ・ より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校運営協議会制度（コミュニティスクール）により、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

④ 「とちぎ未来アシストネット」の活用

- ・ 学校で「とちぎ未来アシストネット」を活用し、地域の人材や地域での体験活動を生かした道徳教育を推進して、子どもたちの道徳的実践力が身に付くよう、学校・家庭・地域の連携の充実に努める。

(5) その他

① 学校運営改善の支援

- ・ いじめの防止等に向け、教職員が児童生徒と向き合う時間の充実に努めることができるよう、教職員の多忙な状況の解消に取り組むなど、学校運営の改善を支援する。



第3章 学校の取組

1 学校いじめ防止基本方針の策定

- ・ 学校は、国の基本方針、市の基本方針を基にして、自らどのようにいじめ防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。

また、学校で策定した基本方針については、保護者や地域住民に学校のホームページ等で公開するとともに、その内容を、入学時及び各年度の開始時に児童生徒、保護者、学校運営協議会等に説明する。

2 学校が実施すべき施策

(1) いじめの防止

- ・ 児童生徒にいじめの定義に基づいていじめの内容やいじめが及ぼす影響等について理解させ、児童生徒相互の心の通う対人関係の構築を図る。
- ・ 校内での研修を通し、教職員のいじめに対する意識の高揚及び指導力の向上を図る。
- ・ 定期的にいじめ防止のための校内体制のチェックを行い、その改善を行う。
- ・ 児童会や生徒会等を中心としたいじめ根絶集会の実施など、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論し実践する活動に取り組むよう指導・支援する。
- ・ 道徳の時間と体験活動を結びつけた指導の実践を通して、「心の教育」の充実を図る。
- ・ 学校の教育活動全体を通じて、意図的に児童生徒が自己有用感や自己肯定感を育む場の設定を行う。
- ・ いじめ加害の背景には、ストレスが関わっていることを踏まえ、ストレスに対して適切に対処できる力を育む指導の充実を図る。
- ・ 教職員の不適切な認識や言動が、いじめを助長することがないように、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ・ 学校として、以下の児童生徒を含め、特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性や養育環境等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。



- ア 発達障害を含む、障害のある児童生徒
- イ 海外から帰国した児童生徒
- ウ 外国人の児童生徒
- エ 国際結婚の保護者を持つ児童生徒
- オ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒
- カ 東日本大震災等により被災した児童生徒
- キ 原子力発電所事故により避難している児童生徒

(2) いじめの早期発見

- ・ いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識して対応する。
- ・ ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知し対応する。
- ・ 児童生徒と信頼関係の構築を図り、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。
- ・ 児童生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、スクールカウンセラー等が行う相談活動について周知する。
- ・ 教職員相互が積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報の共有化を図る。
- ・ 定期的にアンケートや教育相談を実施することで、児童生徒の人間関係の状況等を把握できるようにするとともに、いじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- ・ 教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努め、定期的な教育相談や個人面談等を実施し、相談しやすい環境作りに配慮する。
- ・ 外部からのいじめに関する情報について、相談窓口を一本化し、家庭や地域に周知するとともに、児童生徒からの相談に対しては、迅速かつ丁寧に対応する。

(3) いじめへの対応

- ・ いじめを発見した場合やいじめに係わる情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）に接したときは、特定の教職員で抱え込まず、速やかにいじめ対策委員会等の学校いじめ対策組織において対応する。
- ・ いじめの事実を確認できた場合、詳細を確認した上、速やかにいじめられた児童生徒・いじめた児童生徒の保護者に報告をする。
- ・ いじめられている児童生徒及び保護者への支援については、徹底して守り通すことを伝え、できる限り不安を除去するための指導に徹する。

- ・ いじめた児童生徒への指導では、自らの行為の責任を自覚させながら、その児童生徒が抱えた問題や背景に目を向け、当該児童生徒の成長を旨とし、毅然とした態度で指導・支援を行う。また、その保護者に対しては、事実に対する理解や納得を得た上で、学校と連携した対応についての理解を求める。
- ・ いじめが解決したと思われる場合も、いじめられた児童生徒・いじめた児童生徒及びその保護者に継続的な指導・支援等を行う。
- ・ いじめを見ていた児童生徒（観衆や傍観者）に対しては、自らの問題として捉えさせ、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させる。

※ 学校いじめ対策組織については、第4章において述べる。

（４）地域や家庭・関係機関との連携

- ・ 「いじめは絶対に許されない」という基本姿勢や各校のいじめ防止に関する取組等を、学校だよりや保護者会、PTA 総会等を利用して積極的に公表する。
- ・ 青少年育成関係団体などの地域団体との連携を図り、登下校時における見守り活動やあいさつ運動を実施し、児童生徒の見守り体制を整備する。
- ・ インターネット上の不適切な書き込み等については、管理者やプロバイダに対して速やかに削除依頼するなど必要な措置を講じる。また、必要に応じて、法務局等の人権擁護機関や警察に協力を求めることとする。
- ・ インターネット上のいじめは、大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。
- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、ためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。
- ・ いじめの背景は児童生徒や家庭の問題、学校の問題等さまざまであることから、いじめの解決に向けて、その保護者や、必要に応じて市、関係機関、団体等との連携を図る。

（５）いじめの解消について

- ・ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

① いじめに係る行為が止んでいること

いじめられた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。なお、

行為が止んでいない場合は、改めて、学校いじめ対策組織の判断のもと、相当の期間を設定して状況を注視する。

② いじめられた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめられた児童生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

- ・ 学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめられている児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保するよう努める。
- ・ 学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまでいじめられている児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。
- ・ 学校の教職員は、いじめられた児童生徒及びいじめた児童生徒については、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する。

(6) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の検証

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、学校評価において目標の達成状況を評価する。また、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。



第4章 いじめ防止等に関する組織

1 栃木市の組織

(1) 児童・生徒支援チーム

- ・ 学校での対応が困難な事案や、緊急を要する対応が必要な事案が発生した場合、学校に出向き直接支援を行う「児童・生徒支援チーム」を教育委員会内に設置する。
- ・ 構成員は、学校教育課長、学務係長、指導係長、関係指導主事、学校教育支援専門員、臨床心理士、スクールソーシャルワーカー、その他必要と認める者とする。

(2) いじめ問題対策連絡協議会

- ・ 学校及び関係機関等とのいじめ問題にかかる連携を図るために「栃木市いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、関係機関との連携体制を構築する。
- ・ 構成する組織・団体は、栃木人権擁護委員協議会、自治会連合会、民生児童委員協議会連合会、青少年問題協議会、PTA連合会、幼保小連絡協議会、宇都宮地方法務局栃木支局、栃木警察署、県南児童相談所、栃木市校長会（小学校・中学校）、教育委員会等とする。

(3) いじめ問題対策専門委員会

- ・ 本市のいじめの現状に対する対策や、未然防止に関する取組を実効的に行うとともに、重大事態発生時に、教育委員会からの要請を受け、いじめ対策についての専門的な見地から協議及び調査を行う「いじめ問題対策専門委員会」を設置する。保護者等が第三者の調査を望んだ場合、この委員会が直接調査にあたる。
 - ・ 構成員は、教育、法律、医療、心理、福祉、人権等についての専門的な知識及び経験を有する者とする。
- ※ 重大事態については、第5章において述べる。

(4) いじめ問題再調査委員会

- ・ 市長は、重大事態に係る教育委員会からの調査結果に不備があると疑われる場合や、当該重大事態への対処または同種の事態発生の防止のため、さらに詳細な調査が必要であると認めるとき、「いじめ問題再調査委員会」によって、教育委員会の調査結果に対して調査を行う。
- ・ 構成員は、教育、法律、医療、心理、福祉、人権等についての専門的な知識及び経験を有する者とする。

2 学校の組織

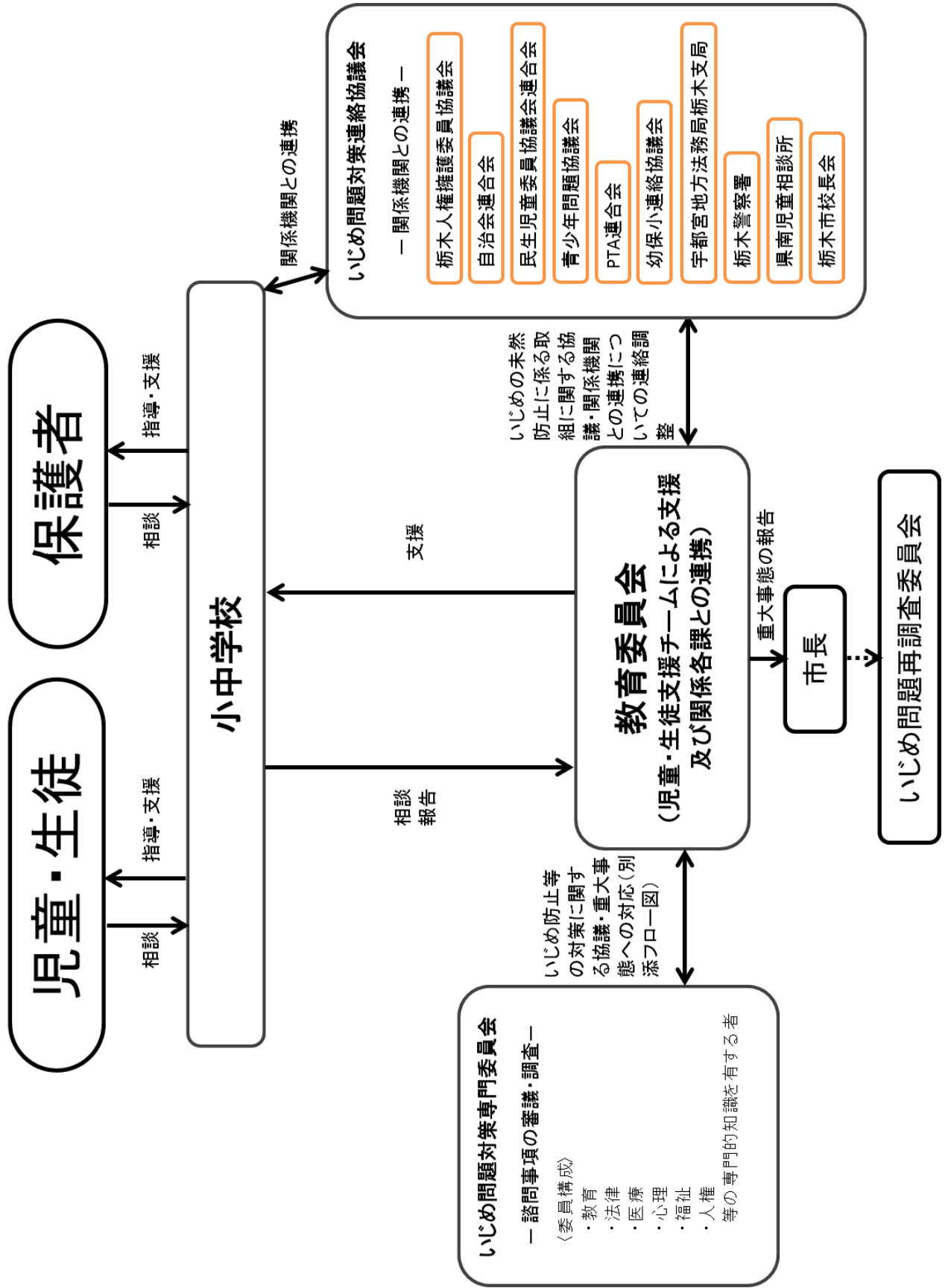
(1) 学校いじめ対策組織

- ・ 学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる組織として、いじめ対策委員会等の学校いじめ対策組織を置く。構成員は、校長、教頭、学年主任、養護教諭、児童生徒指導担当者、スクールカウンセラー等、学校の実情に応じて学校長が決定する。
- ・ 必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応できるようにする。
- ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割を担う。
 - ◇ いじめの相談・通報の窓口としての役割
 - ◇ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
 - ◇ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割



【いじめ問題対策専門委員会の様子】

いじめ防止等に関する組織図



第5章 重大事態への対処

1 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の捉え方

- ・ 法第28条第1項に示されているとおり、次の二つの場合を重大事態という。
 - ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ①については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、
 - ア 児童生徒が自殺を企図した場合
 - イ 心身に重大な傷害を負った場合
 - ウ 金品等に重大な被害を被った場合
 - エ 精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。
- ②の「相当の期間」とは、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。
- ・ 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、速やかに重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

(2) 学校としての対処

- ・ 重大事態が発生した場合には、いじめられた児童生徒の安全を確保するとともに、学校長は直ちに教育委員会に報告し、教育委員会と連携して対応する。
- ・ 同時に学校は、学校いじめ対策組織において正確な事実確認のための調査を行い、教育委員会に報告する。その際、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るために「事実関係を明確にする」ことが大切であるため、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や人間関係、学校や教職員がどのように対応したかなどを、可能な限り網羅的に把握する。

① いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

- ・ いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。この際、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先として調査を実施する。

② いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

- ・ いじめられた児童生徒の保護者から要望や意見を十分に聴き取りした上で、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行う。



(3) 栃木市としての対処

- ・ 学校から重大事態発生の報告を受けたとき、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて教育委員会で判断するとともに、速やかに市長に報告する。
- ・ 重大事態の報告を受けた際、「児童・生徒支援チーム」を学校に派遣し、学校と連携して対応する。
- ・ 学校が調査を行う場合には、教育委員会は、調査及び情報提供について必要な指導及び支援を行う。
- ・ 「児童・生徒支援チーム」による問題解決が困難な事案の場合、教育委員会の要請を受けて、「いじめ問題対策専門委員会」にて当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・ 調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、適切に情報を提供する。
- ・ 「児童・生徒支援チーム」による調査結果について、保護者等が改めて第三者からの調査を希望した場合、「いじめ問題対策専門委員会」によって調査を行う。
- ・ 市長及び教育委員会は、調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じる。

《 自殺の背景調査における留意事項 》

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。

この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめが要因として疑われる場合の背景調査については、以下の事項に留意の上、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）（平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

- ◇ 背景調査に当たり、遺族の要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ◇ 在校生及び保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ◇ いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して主体的に、在校生への質問調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ◇ 調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針等について、できる限り、遺族と合意しておくよう努める。
- ◇ 調査を行う組織については、専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）であり、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ◇ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- ◇ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めるが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- ◇ 学校が調査を行う場合、教育委員会はその情報の提供に関して、適切な指導及び支援を行う。
- ◇ 情報発信・報道提供については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることがないように留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や子どもの自殺の連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要である。

2 調査結果の報告

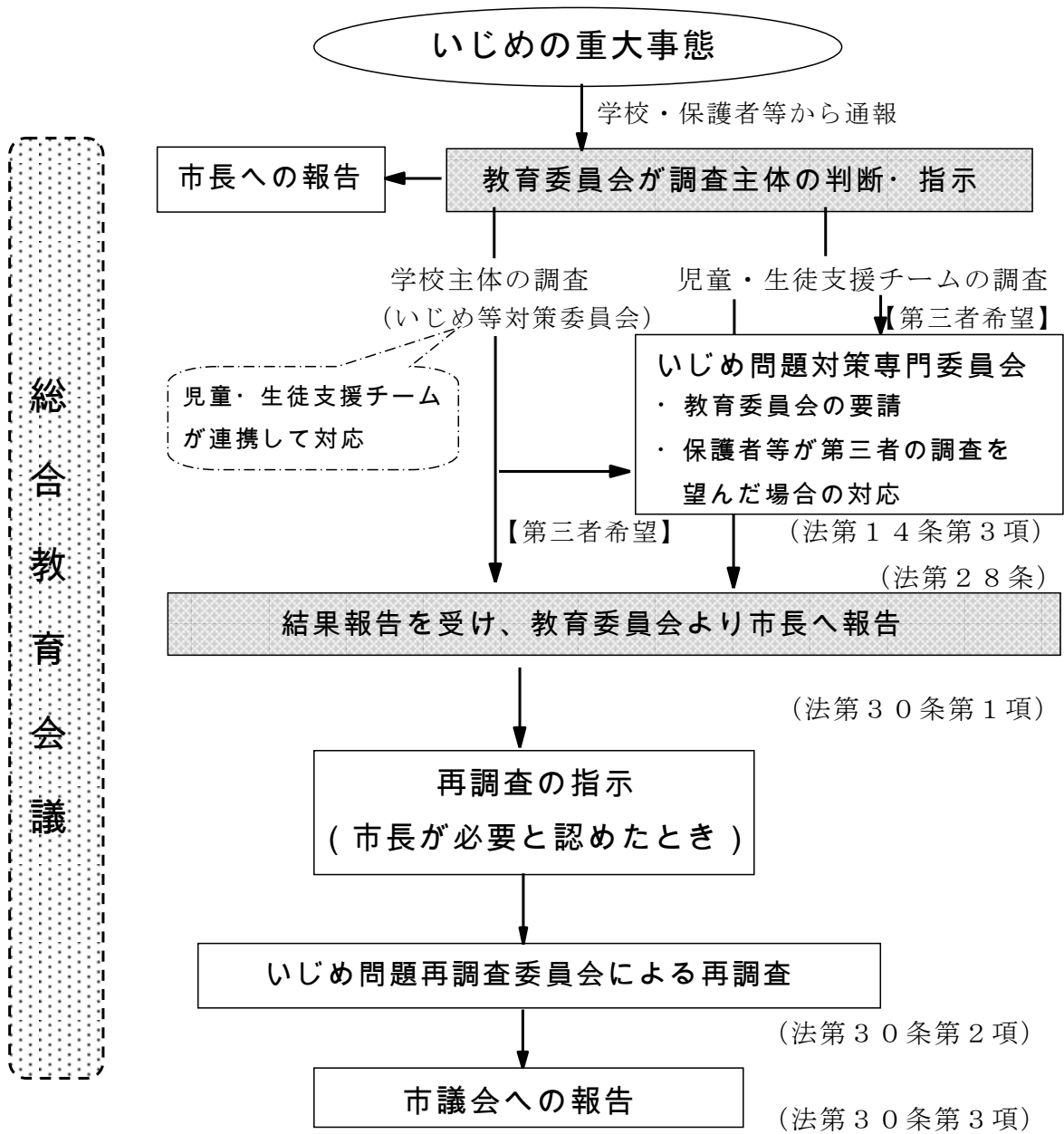
(1) 調査結果の提供及び報告

- ・ 教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。
- ・ 教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し適切に提供する。
- ・ 質問調査の実施によって得られた結果については、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その調査対象となる在籍児童生徒や保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。
- ・ 教育委員会は、重大事態に係る調査結果について市長に報告する。
なお、いじめを受けた児童生徒やその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提出を受け、調査結果の報告に添えて市長に報告する。

(2) 市長による再調査及び報告

- ・ 重大事態の調査結果の報告を受けた市長は、教育委員会の調査に不備があると疑われる場合や、重大事態への対処又は同種の事態の発生の防止のため、さらに詳細な調査が必要であると認めたときは、再調査を行うことができる。
- ・ 再調査を行うに当たっては、専門的な知識又は経験を有する第三者による附属機関を設けて行う。本市においては「いじめ問題再調査委員会」が担当する。
- ・ 再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。
- ・ 再調査を行ったとき、市長はその結果を議会に報告しなければならない。議会に報告する内容については、個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保する。

重大事態発生時の対応 概要フロー図



(注意) () 内は「いじめ防止対策推進法」の条項を示す。

第6章 推進にあたって

1 基本方針の見直し

- ・ 当該基本方針策定から3年の経過を目途とし、国の状況や本市の実施状況等を勘案し、必要があると認められたときは、その結果に基づき必要な措置を講じる。

2 基本方針等の公表

- ・ 市は、栃木市いじめ防止基本方針及び市内各校の学校いじめ防止基本方針を公表する。



栃木市マスコットキャラクター
とち介